

所管部課	市民生活部 市民生活課	部長	関田 孝志		
件名	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて				
	区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則	人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項			
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>人権擁護委員の一人が、令和8年6月30日付けで任期満了となるため、市長が推薦する委員候補者について人権擁護委員法第6条第3項の規定により市議会の意見を求めるものである。</p> <p>(1) 候 補 者：^{いちむら} ^{かずみ}市村 和美 氏（新任）</p> <p>(2) 任 期：令和8年7月1日から令和11年6月30日</p> <p>(3) 影響及び効果：人権擁護委員法第6条第3項の要件を備える人権擁護委員候補者について、同法に基づき適正な推薦手続きを行うことが出来る。</p>					
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>令和8年第1回東大和市議会定例会において意見を求めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p> <p>決定</p>					